

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和元年7月19日（金）

（案件名）

- ・ 令和元年度地方債同意等予定額の通知等について（決裁案件）
（根拠法令は別紙）

自治財政局 地方債課
陸川管理官（内 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（地方債についての関与の特例）

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

○地方財政法施行令（昭和23年法律第267号）

（地方債の協議の相手方等）

第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（地方債の許可手続）

第21条

法第5条の4第1項、第3項及び第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

令和元年度地方債同意等予定額（第1次分）について

令和元年7月
自治財政局

1. 同意等予定額の総額

- 地方公共団体から提出のあった起債協議等予定額に基づき、同意等予定額を通知。

	同意等予定額		
	通常収支分	東日本大震災分	合計
都道府県 指定都市	46,808億円	62億円	46,871億円
市町村 特別区	43,021億円	11億円	43,032億円
総額	89,830億円	73億円	89,903億円

※ 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

- 今回通知する同意等予定額は8兆9,903億円であり、既届出額8,904億円を加えると、9兆8,807億円となり、地方債計画額12兆84億円の82.3%（対前年度比▲3.5%）である。
- 今回、同意等予定額を通知する主な事業債
臨時財政対策債（3兆2,568億円）、下水道事業（1兆85億円）、公共事業等（9,398億円）、水道事業債（4,658億円）

2. 同意等予定額の通知日

7月25日（木）

3. その他

第2次分に係る同意等予定額については、令和2年2月に通知予定。

○ 今後のスケジュール（予定）

地方財政審議会	7月19日（金）
財務省正式協議	7月19日（金）
財務省協議回答	7月24日（水）
同意等予定額通知記者発表	7月25日（木）
同意等予定額協議期限	9月上旬
同意等予定日	9月下旬

○ 地方債同意等予定額について(令和元年度第1次分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分等 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	59,978	8,563	36,587	45,150	14,828	75.3%
公共事業等	16,627	2,801	9,398	12,200	4,427	73.4%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	6,084	479	2,360	2,839	3,245	46.7%
公営住宅建設事業	1,140	328	760	1,088	52	95.4%
災害復旧事業	955	30	858	888	67	93.0%
教育・福祉施設等整備事業	3,402	789	3,635	4,425	▲1,023	130.1%
学校教育施設等	1,256	397	1,770	2,167	▲911	172.5%
社会福祉施設	383	117	262	379	4	98.9%
一般廃棄物処理	656	134	1,058	1,191	▲535	181.6%
一般補助施設等	567	81	352	433	134	76.4%
施設(一般財源化分)	540	61	193	254	286	47.1%
一般単独事業	25,415	4,047	14,660	18,707	6,708	73.6%
一般	2,113	2,162	3,001	5,162	▲3,049	244.3%
地域活性化	690	152	519	671	19	97.2%
防災対策	871	106	500	606	265	69.6%
地方道路等	3,221	1,272	1,533	2,805	416	87.1%
旧合併特例	6,200	72	4,380	4,452	1,748	71.8%
緊急防災・減災	5,000	273	2,725	2,998	2,002	60.0%
公共施設等適正管理	4,320	9	1,663	1,673	2,647	38.7%
緊急自然災害防止対策	3,000	0	338	339	2,661	11.3%
辺地及び過疎対策事業	5,210		4,812	4,812	398	92.4%
辺地対策	510		474	474	36	93.0%
過疎対策	4,700		4,338	4,338	362	92.3%
公共用地先行取得等事業	345	87	105	192	153	55.5%
行政改革推進	700				700	—
調整	100				100	—
公営企業債	26,710	341	20,674	21,015	5,695	78.7%
水道事業	5,946	7	4,657	4,664	1,282	78.4%
工業用水道事業	307		252	252	55	82.2%
交通事業	1,420	17	1,105	1,123	297	79.1%
電気事業・ガス事業	262		249	249	13	95.0%
港湾整備事業	569	21	490	511	58	89.7%
病院事業・介護サービス事業	4,005	158	3,076	3,234	771	80.7%
市場事業・と畜場事業	362	5	141	146	216	40.4%
地域開発事業	912	33	510	543	369	59.5%
下水道事業	12,773	101	10,082	10,182	2,591	79.7%
観光その他事業	154		111	111	43	72.2%
臨時財政対策債	32,568		32,568	32,568	▲0	100.0%
退職手当債	800				800	—
合計	120,056	8,904	89,830	98,733	21,323	82.2%
減収補填債(5条分)						—
減収補填債(特例分)						—
総計	120,056	8,904	89,830	98,733	21,323	82.2%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分等 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	22		69	69	▲47	315.4%
公営住宅建設事業	9		9	9	0	98.7%
災害復旧事業	10		3	3	7	29.1%
一般補助施設等※※	—		56	56	—	—
一般単独事業	3		1	1	2	42.3%
公営企業債	6		4	4	2	68.2%
水道事業			1	1	▲1	—
下水道事業	6		3	3	3	49.8%
総計	28		73	73	▲45	262.4%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分等 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	120,056	8,904	89,830	98,733	21,323	82.2%
2 東日本大震災分	28		73	73	▲45	262.4%
合 計	120,084	8,904	89,903	98,807	21,277	82.3%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

地方債計画に対する同意等予定額通知状況

1. 通常収支分

(単位：億円)

		計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 令和元年度地方債計画額		120,056	29,507	18,385	39,400	32,764
② 同意等予定額		89,830	26,475	16,162	15,537	31,655
	都 道 府 県 指 定 都 市	46,808	7,525	4,370	15,537	19,376
	市 町 別 特 別 区	43,021	18,950	11,793	—	12,279
内	既 通 知 額	—	—	—	—	—
	都 道 府 県 指 定 都 市	—	—	—	—	—
訳	市 町 別 特 別 区	—	—	—	—	—
	今 回 通 知 額	89,830	26,475	16,162	15,537	31,655
	都 道 府 県 指 定 都 市	46,808	7,525	4,370	15,537	19,376
	市 町 別 特 別 区	43,021	18,950	11,793	—	12,279
③ 既届出等額		8,904	—		6,777	2,127
	都 道 府 県 指 定 都 市	8,818	—		6,777	2,041
	市 町 別 特 別 区	86			—	86
④ 小計 (②+③)		98,733	26,475	16,162	22,314	33,782
	都 道 府 県 指 定 都 市	55,626	7,525	4,370	22,314	21,418
	市 町 別 特 別 区	43,107	18,950	11,793	—	12,364
⑤ 計画残額 (①-④)		21,323	3,032	2,223	17,086	▲1,018

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2. 東日本大震災分
復旧・復興事業

(単位：億円)

	計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 令和元年度地方債計画額	28	20	8	—	—
② 同意等予定額	73	62	10	—	2
都 道 府 県 指 定 都 市	62	52	9	—	1
	市 町 村 特 別 区	11	9	1	1
内 既 通 知 額	—	—	—	—	—
	都 道 府 県 指 定 都 市	—	—	—	—
市 町 村 特 別 区	—	—	—	—	—
訳 今 回 通 知 額	73	62	10	—	2
	都 道 府 県 指 定 都 市	62	52	9	1
市 町 村 特 別 区	11	9	1	—	1
③ 計画残額 (①-②)	▲45	▲42	▲2	—	▲2

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

3. 合計

(単位：億円)

	計					
	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受		
① 令和元年度地方債計画額	120,084	29,527	18,393	39,400	32,764	
② 同意等予定額	89,903	26,536	16,172	15,537	31,657	
都指 道定 府都 県市	46,871	7,577	4,379	15,537	19,377	
市特 町別 村区	43,032	18,959	11,794	—	12,280	
内 訳	既 通 知 額	—	—	—	—	
	都指 道定 府都 県市	—	—	—	—	
	市特 町別 村区	—	—	—	—	
	今 回 通 知 額	89,903	26,536	16,172	15,537	31,657
	都指 道定 府都 県市	46,871	7,577	4,379	15,537	19,377
	市特 町別 村区	43,032	18,959	11,794	—	12,280
③ 既届出等額	8,904	—	—	6,777	2,127	
都指 道定 府都 県市	8,818	—	—	6,777	2,041	
市特 町別 村区	86	—	—	—	86	
④ 小計 (②+③)	98,807	26,536	16,172	22,314	33,784	
都指 道定 府都 県市	55,689	7,577	4,379	22,314	21,419	
市特 町別 村区	43,118	18,959	11,794	—	12,365	
⑤ 計画残額 (①-④)	21,277	2,991	2,221	17,086	▲1,020	

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

標準税率未満団体の建設地方債の発行に対する許可予定額通知について

○地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 略

2・3 略

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5～7 略

○平成31年度地方債同意等基準（平成31年総務省告示第173号）（抄）

第三 許可団体に係る許可基準

六 標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

標準税率未満団体の建設地方債の発行に対する許可予定額通知について

○ 名古屋市長官庁（総務大臣許可）

(1) 減税の概要

令和元年度に個人市民税・法人市民税の5%減税を実施

(2) 世代間の負担の公平への影響

同意等基準に基づき精査した結果、平成31年度の減収見込額を上回る行政改革の取組等を予定していることを確認

(3) 地方税収の確保状況

平成29年度の地方税の徴収率が類似団体を上回っていることを確認

⇒ 同意等基準に照らし適当と認められることから、建設地方債の発行に対する許可予定額通知を发出